

## 歯科に係る厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行う保険医療機関です。

### 【基本診療料の施設基準】

#### ●歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準

当院は、口腔内で使用する歯科医療機器などについて、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底するなど十分な院内感染防止対策を講じています。

#### ●歯科外来診療医療安全対策加算1について

当院は、安全で安心な歯科医療環境を提供するための装置、器具等口腔内で使用する歯科医療機器などを設置しています。また、緊急時に対応できるよう当院医科診療と連携し歯科医療に係る医療安全管理対策を講じています。

#### ●歯科外来診療感染対策加算1について

当院は、院内感染管理者を配置しており、院内感染防止対策について十分な体制を整備しています。

### 【特掲診療料の施設基準】

#### ●クラウン・ブリッジ維持管理料

当院は、冠・ブリッジに対し、装着した日から2年間の維持管理を行っております。これは装着した冠やブリッジを少しでも長く快適に使えるよう適切な管理を行っていくためのものです。不具合があればお気軽にお申し出ください。

#### ●歯科外来・在宅ベースアップ評価料 I

当院は、産業全体で賃上げが進む中、医療現場で働く方々の賃上げを行い、人材確保に努め、良質な医療提供を続けることができるようにするための取組を実施しています。

### 【保険外負担に関するもの】

う蝕罹患患者の指導管理に係る内容及び費用について

・フッ化物局所応用 2,200円 ・小窩裂溝填塞 1,650円